

## 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線部分は、改正部分)

改 正 後				改 正 前			
埼玉県手数料条例				埼玉県手数料条例			
第一条～第七条 (略)				第一条～第七条 (略)			
別表 (第二条 第三条関係)				別表 (第二条 第三条関係)			
部等の名称	事務の種別	名称	金額	部等の名称	事務の種別	名称	金額
企画財政部	一 (略)	(略)	(略)	企画財政部	一 (略)	(略)	(略)
	二 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十項及び第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	<p>イ 複写機により用紙に複写したもの 一枚（用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を一枚とする。）につき 十円</p> <p>ロ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X○六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの 一枚につき 六十円</p> <p>ハ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可</p>	二 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の十六第十項及び第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付手数料	少額領収書等の写しの交付手数料	用紙一枚につき 十円	

改 正 後				改 正 前			
		<u>能なものに限る。) に複写したもの</u> <u>一枚につき 八十円</u>					
三 政治資金規正法第二十条の二 第二項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	イ 複写機により用紙に複写したもの <u>一枚（用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を一枚とする。）につき</u> 土円 ロ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの <u>一枚につき 六十円</u> ハ 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの <u>一枚につき 八十円</u>		三 政治資金規正法第二十条の二 第二項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	用紙一枚につき 土円	
四～十 (略)	(略)	(略)		四～十 (略)	(略)	(略)	
十一 政党助成法 (平成六年法律)	支部報告書等の写	イ 複写機により用紙に複写したもの		(新設)	(新設)	(新設)	

改 正 後				改 正 前			
	<p><u>第五号) 第三十 二条第五項の規 定に基づく支部 報告書等の写し の交付</u></p>	<p>しの交付 手数料</p>	<p><u>一枚 (用紙の両面に複写 する場合にあっては、片面 を一枚とする。) につき 土円</u></p> <p>ロ 電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X○六〇六 及びX六二八一に適合する 直径百二十ミリメートルの 光ディスクの再生装置で再 生することが可能なものに 限る。) に複写したもの <u>一枚につき 六十円</u></p> <p>ハ 電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X六二四一 に適合する直径百二十ミリ メートルの光ディスクの再 生装置で再生することが可 能なものに限る。) に複写 したもの <u>一枚につき 八十円</u></p>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市整 備部	一～七十三 (略)	(略)	(略)	都市整 備部	一～七十三 (略)	(略)	(略)
	七十四 建築基準 法施行令（昭和 二十五年政令第 三百三十八号） <u>第一百三十七条の</u>	(略)	(略)		七十四 建築基準 法施行令（昭和 二十五年政令第 三百三十八号） <u>第一百三十七条の</u>	(略)	(略)

改 正 後				改 正 前			
	<u>十二第十一項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査				<u>十二第六項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査		
	七十五 建築基準法施行令 <u>第百三十七条の十二第十二項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	(略)	(略)		七十五 建築基準法施行令 <u>第百三十七条の十二第七項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	(略)	(略)
	七十六～百三十五 (略)	(略)	(略)		七十六～百三十五 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)